

議案第61号

令和8年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	808,418戸
(2) 年間総配水量	180,237,000 m ³
(3) 1日平均配水量	493,800 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水施設費	3,533,656千円
イ 耐震管路等整備事業費	12,977,513千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	34,476,369千円
第1項 営業収益	30,302,347千円
第2項 営業外収益	4,025,850千円
第3項 特別利益	148,172千円

支出

第1款 水道事業費用	34,594,467千円
第1項 営業費用	33,293,551千円
第2項 営業外費用	1,290,906千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,800,421 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,116,918 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 10,683,503 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	水道事業資本的収入	10,289,316 千円
第1項	企 業 債	9,261,000 千円
第2項	補 助 金	432,400 千円
第3項	負 担 金	173,989 千円
第4項	固定資産売却代金	421,907 千円
第5項	投 資 収 入	10 千円
第6項	その他の資本的収入	10 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	22,089,737 千円
第1項	建設改良費	18,522,162 千円
第2項	企業債償還金	3,455,126 千円
第3項	投 資	105,410 千円
第4項	補 助 金 返 還 金	2,029 千円
第5項	その他の資本的支出	10 千円
第6項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度 原・淨・配水施設関連経費	令和8年度から 令和10年度まで	6,243,903 千円
令和8年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和8年度から 令和12年度まで	17,012,935 千円
令和8年度 土地借上料	令和8年度から 令和13年度まで	56,783 千円
令和8年度 情報化関連経費	令 和 9 年 度	23,260 千円
令和8年度 財務会計システム関連経費	令 和 9 年 度	218,229 千円
令和8年度 上下水道 お客様センター運営関連経費	令 和 9 年 度	10,033 千円
令和8年度 上下水道料金等業務関連経費	令和8年度から 令和10年度まで	150,277 千円
令和8年度 メーター修繕関連経費	令和8年度から 令和9年度まで	52,476 千円
令和8年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費	令和8年度から 令和30年度まで	1,202,006 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道浄水施設等整備事業	千円 100,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借又は証 券発行(他の地方公共 団体との共同発行を 含む。)による。起債 の時期は当該年度と する。ただし、事業進 捲又は財政その他の 都合により、全部又は 一部を翌年度へ繰越 して起債するこ とができる。	年 6.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後 の年度におけ る	借入れの日から 40か年以内(据 置期間を含む。) に償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮又は本 議決の範囲内で 借換えること ができる。
2 耐震管路等 整備事業	9,161,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 紙 与 費 6,778,094千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、192,473千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、565,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦